

仙北地域振興局庁舎空調設備点検整備業務委託仕様書

1 業務名 仙北地域振興局福祉環境部空調設備点検整備業務委託

2 履行場所 大仙市大曲上栄町13番62号
仙北地域振興局福祉環境部

3 履行期間 契約日から令和7年12月22日まで

4 業務内容

(1) 内容

ア 空調設備の点検整備 1式
イ フロン類漏えい点検 1式

(2) 機器及び数量

ガスヒートポンプ（GHP）エアコン室外機 2台
ヤンマー YWCP850L1PB 1台
ヤンマー YWCP710L1PB 1台

(3) 点検実施項目

機器製造者の保守点検要領等を遵守し、次の項目について実施する。

ア エンジン系

- (ア) エンジンオイルの補充・交換
- (イ) オイルフィルターの交換
- (ウ) 点火プラグの交換
- (エ) バルブクリアランスの調整
- (オ) 冷却水（不凍液）の補充・交換
- (カ) 排気ドレンフィルタの補充、パッキン交換等

イ 配管関係

- (ア) 燃料ホースの点検
- (イ) 冷却水ホースの点検

ウ 駆動系

- (ア) Vベルトの交換・調整

エ 圧縮機

- (ア) 冷媒・冷凍機油漏れ点検
- (イ) 本体の点検

オ 室外機総合

- (ア) 運転音・振動、錆、がたつき等の点検
- (イ) フィルタの点検・清掃
- (ウ) 運転データの確認

カ フロン類漏えい点検（定期点検）

(4) 定期交換部品

ア エンジンオイル
イ オイルフィルター
ウ 点火プラグ
エ 冷却水（不凍液）
オ Vベルト

カ 排気ドレンフィルターパッキン、シート

5 有資格者による実施

フロン類漏えい点検（定期点検）については、「フロン排出抑制法Q&A集（令和2年3月第6版）」別紙2で定めた者が実施すること。

6 報告書の提出

(1) 受注者は、業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(2) 室外機の点検整備終了後、点検整備内容について報告書を提出すること。

(3) フロン類漏えい点検結果については、「冷媒漏えい点検・整備記録簿」を作成し、1部提出すること。

7 その他

(1) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務を実施する上で疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、決定する。